

④◀観光▶国家戦略特区等にかかる再検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている 規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の 内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
1	・大阪府 ・大阪市 ・SBIホールディングス株式会社	地域経済活性化につながるインバウンド向けの「返金可能なデジタル前払式通貨」	インバウンドへの残高の払戻が可能な返金可能なデジタル前払式通貨の社会実装	・前払式支払手段（前払式通貨）の利用者への払戻は原則禁止とされている。 ・払戻を認める例外規定があるが、短期滞在型のインバウンドや長期滞在型のインバウンドが国内を周遊する場合等の払戻に係る明文の規定がない。 ・このため前払式支払手段（前払式通貨）に係る事業者による払戻が困難となり、インバウンドの利便性を阻害し、前払式支払手段（前払式通貨）のより一層の社会実装の障壁となっている。	・資金決済に関する法律第20条第5項（平成21年法律第59号）（保有者に対する前払式支払手段の払戻し） ・前払式支払手段に関する内閣府令第42条第1項（平成22年内閣府令第3号）（払戻しが認められる場合）※	・前払式支払手段であって利用地域が限定されているものについては、転居を伴う場合や非居住者注1が出国する場合に限らず、短期に当該利用地域に滞在する居住者注2が旅行等を終えて居住地に帰宅する場合や、非居住者が当該利用地域の外に移動する場合にも、前払府令第42条第1項第3号が規定する「保有者のやむを得ない事情により当該前払式支払手段の利用が著しく困難となった場合」に該当することの明確化を図る必要がある。 ・具体的には、内閣府令への例示規定の追加や現在の例示規定を拡張する形での改正などを提案する。 注1 非居住者…海外からの短期間の旅行者 注2 短期に当該利用地域に滞在する居住者…短期に大阪市内に滞在する大阪市外居住者であって、海外から当該大阪市外の場所に住所又は居所（別荘などを想定）を有し、当該住所又は居所を拠点等として、日本国内を周遊等する者	金融庁	○前払式支払手段の払戻しについては、為替取引規制の潜脱の防止や出資法上の預り金規制との関係から限定的にしか認めておらず、例外的に払戻しを認める場合として、前払式支払手段に関する内閣府令第42条第1項第3号において、以下のとおり規定されております。 ・保有者が前払式支払手段を利用することが困難な地域へ転居する場合 ・非居住者が日本から出国する場合 ・その他の保有者のやむを得ない事情により当該前払式支払手段の利用が著しく困難になった場合 ○この点、ご提案の、インバウンド向けに「短期に当該利用地域に滞在する居住者が旅行等を終えて居住地に帰宅する場合」や「非居住者が当該利用地域の外に移動する場合」が同号の「前払式支払手段の利用が著しく困難となった場合」に該当するかどうかは、個別事案ごとに実態に即し適切に判断されるべきところ、ご検討の事業の詳細とともに当庁に御相談いただければと思います。	以下のスキームに沿って事業を行う場合にも前払式支払手段に関する内閣府令第42条第1項第3号に該当するものとして払戻しが可能か明らかとしたい。 ・対象者：日本での滞在期間が6か月未満の海外旅行者※であって、デジタル地域通貨の対象エリアの訪問後、直ちに出国せず、他地域を訪問した後に出国する者 ※6か月未満の海外旅行者とは、主に「非居住者」を想定しているが、外国為替及び外国貿易法で規定する「居住者」のうち、(1)本邦内に住所又は居所を有する者又は(2)本邦内にある事務所に勤務する者（日本に別荘を持つ外国人などを想定）も払戻しの対象としたい。 ・デジタル地域通貨の登録から払戻しまでの流れ 【登録】 デジタル地域通貨のアプリ取得時、アプリ上で、氏名・生年月日・性別・居住国等の利用者情報、出入国日・対象エリアの滞在日、顔写真の登録を行う。 【入金】 入金時に、顔写真の認証を行う。登録時と同一人物であることを確認した上で、対象エリア内に設置された外貨両替機又はクレジットカードで入金を行う。 【払戻し】 対象地域を離れる際に、再度顔写真の認証を行う。登録時と同一人物であることを確認した上で、対象エリア内に設置された外貨両替機から現金で払戻しを行う。	金融庁	○前回の回答でお示ししたとおり、前払式支払手段の払戻しを例外的に認める場合として、前払式支払手段に関する内閣府令第42条第1項第3号において、以下のとおり規定されております。 ①保有者が前払式支払手段を利用することが困難な地域へ転居する場合 ②非居住者が日本から出国する場合 ③他の保有者のやむを得ない事情により当該前払式支払手段の利用が著しく困難になった場合 ○ご提案の、「日本での滞在期間が6か月未満の海外旅行者※であって、デジタル地域通貨の対象エリアの訪問後、直ちに出国せず、他地域を訪問した後に出国」する予定の者が対象エリアを離れる場合は、①②には該当せず、③の「前払式支払手段の利用が著しく困難となった場合」にも一律に該当するとは言い難いものと考えられます。 ○ただし、場合によっては同号に該当し得る場合もあると考えられますので、ご検討の事業の詳細とともに当庁に直接御相談いただければと思います。 ※外国為替及び外国貿易法で規定する「居住者」のうち、(1)本邦内に住所又は居所を有する者又は(2)本邦内にある事務所に勤務する者（日本に別荘を持つ外国人などを想定）を含む。